

## 1 指名競争入札参加資格格付

指名競争入札参加資格者（以下「有資格者」という。）の格付の等級は、上天草市工事入札参加者資格審査格付要綱（令和3年上天草市告示第58号）第2条第2項に基づき定める「令和7・8年度上天草市工事入札参加者資格審査格付基準」によって格付し、等級を決定する。

## 2 指名に係る基本的な方針

(1) 指名競争入札の対象となる建設工事は、予定価格が3,000万円未満（令和7年度に発生した災害の復旧に係る工事のうち土木一式工事は予定価格が6,000万円未満とする。）の工事とする。ただし、上天草市条件付一般競争入札実施要綱（平成24年上天草市告示第70号）第2条に規定する災害その他の理由により緊急を要する場合、その他条件付一般競争入札方式に係る手続により難しい場合又は市長が特に必要と認める工事は、指名競争入札とすることができる。

(2) 格付のある建設工事を指名競争入札に付する場合は、上天草市建設工事等指名委員会規程（平成16年上天草市告示第85号。以下「指名委員会規程」という。）第7条の規定に基づき次表のとおり、等級別発注の標準とする建設工事の種類及び規模により指名業者を選定する。

なお、令和7年度に発生した災害の復旧に係る工事のうち土木一式工事における次表の規定の適用については、同表土木一式工事の部Aの項中「2,000万円」とあるのは「3,000万円」と、同部Bの項中「500万円以上2,000万円未満」とあるのは「1,000万円以上3,000万円未満」と、同部Cの項中「500万円」とあるのは「1,000万円」とする。

工事の種類	等級	工事の規模類
土木一式工事	A	2,000万円以上
	B	500万円以上 2,000万円未満
	C	500万円未満
建築一式工事	A	3,000万円以上
	B	500万円以上 3,000万円未満
	C	500万円未満

舗装工事	A	500万円以上
	B	500万円未満
電気工事	A	300万円以上
管工事		
水道施設工事	B	300万円未満

### 3 指名業者数

指名競争入札に付するときは、上天草市契約規則（平成16年上天草市告示第36号）第20条の規定に基づき5者以上を指名することとし、競争性・公平性・透明性を高めるため、概ね10者を指名することとする。

なお、特に必要があると認められる場合は、指名委員会規程第1条に規定する上天草市建設工事等指名委員会（以下「指名委員会」という。）で審査の上、指名業者数を決定する。

### 4 指名業者の選定

指名競争入札に参加する者を選定しようとするときは、指名委員会規程第8条の規定に基づき次表のとおり指名業者を選定する。

指名基準	評価項目	備考
管内有資格業者	①工事種別及び発注基準	8条1項
不誠実な行為の有無	②指名停止期間中でない	8条1項1号
	③請負契約の履行が不誠実でない	8条1項1号
	④下請け契約関係が不適切でない	8条1項1号
	⑤公共工事からの排除要請者でない	8条1項1号
経営状況	⑥経営状況が不健全でない	8条1項2号
当該工事施工についての技術的適正	⑦同種工事又は当該地域における施工実績がある	8条1項6号
	⑧施工体制（有資格技術職員等）の確保ができる	8条1項6号
	⑨施工体制（手持ち状況を踏まえた施工能力）の確保ができる	8条1項5号
	⑩工事成績の状況に問題がない	8条1項3号
安全管理・労働福祉の状況	⑪安全管理・労働福祉が特に優良である	8条1項7号及び8号

当該建設工事の 施工に対する地 理的条件等	⑫本市に本店又は契約権限を委任された 従業員実態のある営業所をおいている	8条1項4号
	⑬当該地域の施工特性を把握している	8条1項4号
その他	⑭指名選定が特に必要と認められる	8条1項
	⑮指名及び受注の均衡状況	8条1項

## 5 指名の方針

### (1) 基本的な方針

指名業者の選定については、基本的に施工実績がある上天草市内に主たる営業所又は契約権限を委任された従業員実態のある営業所等（以下「本店等」という。）を置く有資格者を優先して指名するものとする。ただし、本店等を置く有資格者数が概ね10者に満たない場合については、入札・契約事務の透明性の確保、競争性の推進及び談合の防止を図るため、営業所の所在地の条件を広げるものとする。

### (2) 地理的条件の取扱い

上天草市内に本店等を有する有資格者の指名に係る「地理的条件」の基本的な取扱いについては、各地域の本店等を置く有資格者数及び発注量を考慮し、次表のとおりとする。

工事の種類	等級	地 域	最小単位
土木一式工事	A	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
	B・C	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳
舗装工事	A	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳
	B	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
とび・土工・コンクリート工事	無 し	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳
しゅんせつ工事	無 し	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳
鋼構造物工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
石工事・タイル・れんが・ブロック工事・鉄筋工事	無 し	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳

建築一式工事	A	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
	B・C	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
大工工事・左官工事・建具工事・ガラス工事・内装仕上工事・屋根工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
電気工事	A・B	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
機械器具設置工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
防水工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
熱絶縁工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
電気通信工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
板金工事・塗装工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
造園工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
さく井工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
水道施設工事	A	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳
	B	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
管工事	A・B	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
消防施設工事・清掃施設工事	無 し	上天草市内	大矢野地区・松島 姫戸 龍ヶ岳地区
解体工事	無 し	大矢野地区内	登立・上・中・維和
		松姫龍地区内	松島・姫戸・龍ヶ岳

※建設工事の種類は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項の別表第 1 による。

## 6 工事の種類別の取扱い

### (1) 土木一式工事

土木一式工事の指名については、指名回数の均衡を考慮し、設備関係事業者等は、工事場所の地域における施工特性の把握に関する要件に該当する場  
合に選定する。

### (2) 専門工事

専門工事の指名については、経営事項審査における施工実績を有する有資格者を指名する。

#### ア とび・土工・コンクリート工事

とび・土工・コンクリート工事の指名については、指名委員会規程（別表第1）土木一式工事の等級及び工事の規模類を準用する。

#### イ 水道施設工事

水道施設工事の指名については、地理的条件の取扱いの次に「指定給水装置工事事業者」を優先し、指名する。

#### ウ 管工事

管工事の指名については、経営事項審査における施工実績を有する有資格者のうち、本市の工事实績を優先し指名する。

### **7 指名の例外（格付等級外からの選定）**

#### （1） 指名委員会規程第7条第2項及び第3項関係（3等級混合は不可）

当該格付等級の基準によらないことができる工事

ア 特に必要があるときは、当該格付等級の直近上位又は下位の等級に属する建設業者から選定できる。ただし、指名しようとする業者数の5割を超えることはできない。

イ 当該指名に係る建設工事が専門工事であるとき。

※工事の実績等を考慮すること。

ウ 工事場所の地域に本店等を置く有資格者がいない場合は、その地域の直近の上位の等級に属する本店等を置く有資格者から選定できる。

#### （2） 指名委員会規程第7条第4項関係（3等級混合も可）

当該格付等級の基準によらないことができる建設工事

ア 災害その他の理由により緊急を要する建設工事

※公共施設及び農地等の災害復旧工事等の市民生活に著しく影響を及ぼすとき。

イ 特別の技術若しくは特別の機械を必要とする建設工事

※港湾・漁港・橋梁・トンネル等の特殊な建設工事（工事内容により適用する。）

### **8 資本関係・人的関係のある有資格者の同一入札への指名**

入札の適正執行の観点から、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への指名は行わない。

## **9 業務委託の指名における工事等指名方針の準用**

測量、設計、地質調査等の建設コンサルタント業務委託の指名に当たっては、本方針に定める規定のうち、「4 指名建設業者の選定」及び「5 指名の方針」(1)の規定を準用する。この場合において、「建設工事」とあるのは「業務委託」、「工事」とあるのは「委託」、「施工」とあるのは「履行」と読み替えるものとする。

## **10 災害復旧工事に関する指名業者選定の取扱いについて**

公共土木及び農地等の災害復旧工事は、被災した各施設の早急な機能回復を図るために実施される工事であることから、必要性に応じた指名業者を選定する。

## **11 1者入札の取扱いについて**

指名競争入札で1者入札であった場合は、応札者を落札者とせず、再入札を実施する。ただし、再入札においても1者入札であった場合又は災害復旧工事の場合は、その応札者を落札者とする。